

アスベスト（石綿）対策を緊急に実施することを求める意見書

アスベスト被害は、石綿関連企業で働く労働者やその家族、周辺住民などに中皮腫や肺がんなど深刻な健康被害を生み出している。国は早くから、アスベストによる健康被害が工場周辺住民や労働者の家族にまで広がる危険を認識し、旧労働省は、1976年に全国の労働基準局にあてた通達を出した。それは海外のアスベスト住民被害の資料を参考にして「石綿の有毒性についての周知を図り、関係事業場の石綿粉塵による健康障害の防止措置の徹底を図りたい」として作業場のアスベスト粉じん濃度の基準を初めて定め、アスベストを扱う工場労働者の家族や周辺住民への健康被害の危険性も指摘していた。しかし、家族や周辺住民の健康診断などの対策はとられなかった。アスベスト被害を放置し被害を広げた政府の責任は大変重いものがある。政府は、8月26日アスベスト関係閣僚会議を開き、アスベスト関連事業所周辺の住民や労働者の被害を救済する特別立法の制定を決定した。しかし政府の姿勢は「関係省庁の十分な連携が図れたとは言えず反省の余地はある」としながらも具体的な行政責任は一切認めず、「今後とも精査する必要がある」ととどまっている。新法による救済内容も、補償基準や範囲、財源などが不明確で、万全の対策、対応が行われるか不安が広がっている。

石綿の健康被害は安全対策も不十分のまま大量の石綿の製造と使用を続けてきた企業と、危険性を認識しながら長期にわたって使用を容認してきた政府の責任である。政府は、国民のアスベストに対する不安を解消し、アスベスト健康被害に対する救済と安全対策を実施する責任がある。本市では、いち早く学校での対策、公共施設での全面的調査もしているが、体制とともに費用も莫大なものになりそうである。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項を求めるものである。

- 1 石綿によるすべての健康被害者等の救済、保護を国及び原因企業等の責任と費用負担で実施すること。
- 2 早急な石綿の全面禁止を行い、地方自治体及び民間の行う建築物解体と石綿除去への補助・助成を実施すること。
- 3 健康被害の療養補償等は労災保険及び公害健康被害補償の水準とし給付すること。
- 4 健康診断や治療体制の整備などの石綿健康福祉予防事業を実施し、石綿による健康被害を予防するための「相談窓口」を設置すること。
- 5 国及び製造・使用等原因企業の責任でアスベスト健康被害者すべての救済を中小・零細企業に適切な支援措置を図りながら実施すること。

- 6 健康被害認定審査会を置き、石綿関連企業従業者（死亡者も含む）及び家族、
周辺住民の健康被害の認定を行い救済すること。
- 7 立入調査及び情報公開などで石綿暴露防止対策の徹底を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年9月29日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄